

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部 (MP3) 橋梁下部工事
工事概要	本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備における橋梁下部工 (MP3橋脚) の仮設工、及び基礎・橋脚工を施工するものである。 なお、本工事は、随意契約方式による発注工事である。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 高田 昌行 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
契約年月日	平成30年4月2日
契約業者名	東亜・若築・みらい特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	横浜市中区太田町 1-1 5
契約金額 (消費税込み)	1,408,320,000
予定価格 (消費税込み)	1,410,430,958
随意契約によることとした理由	<p>本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線のうち、京浜運河を横断する主橋梁部のMP3橋脚下部 (鋼管矢板井筒基礎及び橋脚) を施工するものであり、平成27年3月から平成29年3月まで工期を確保し契約を行った。</p> <p>本橋梁は、京浜運河を航行する船舶の航行空間を確保するとともに、東京国際空港の空域制限をふまえて主塔高を抑えた構造形式となっており、東日本で最長の支間長を持つ斜張橋となる。主橋脚となるMP3の基礎構造については、水深が約17mと深く、水面下58mの支持層に基礎工を構築するため、大水深、軟弱地盤、支持層が深い場合でも施工が可能な鋼管矢板井筒基礎を採用した。</p> <p>平成28年度は、有識者を交えた検討の結果、鋼管矢板打設の施工試験を行うこととなったが、施工試験の結果の検証及び鋼管矢板打設方法の決定に想定外の時間を要したため、平成29年度へ繰り越した。鋼管矢板で締め切り後、地盤の掘削を進めたが、隣接する工区の鋼管矢板井筒基礎において、山留支保工に当初想定を超える応力が観測されたため、本工区においても地盤条件の再検証を行った。その結果、途中の軟弱層が、事前に有識者の意見を踏まえ設定した土質特性以上に軟弱であったため、山留支保部材の剛性強化を図ることとしたが、その設計と製作に時間を要したため、既契約工事での完成は不可能となった。</p> <p>鋼管矢板井筒基礎による橋脚下部工の工事においては、鋼管矢板で締め切り、地盤を所要の深さまで掘削、底盤コンクリートを打設した後、山留支保工を設置し、井筒内を排水した状態で、頂版コンクリート及び橋脚を連続して構築するため、鋼管矢板 (仮締切兼用) には長期間にわたり大きな水圧や土圧が作用することとなる。このため、現場においては、鋼管矢板に生じる残留応力を規定値内に抑え橋梁基礎としての所要の機能を確保するとともに、施工中の鋼管矢板の崩壊を招かないように、山留支保工に作用する応力や鋼管矢板の応力等を絶えず計測・監視し、必要に応じて補強を行いつつ施工する。特に、前工事の施工者が提案し、設計を行った大火打ち構造の山留支保工については、前工事の施工者固有の解析手法により補強の要否や補強方法を決定することが不可欠となる。</p> <p>前工事の実施後では、前工事の施工者が行った大火打ち構造の山留め支保工の詳細、及び鋼管矢板に生じる残留応力を予測する施工者固有の解析手法の詳細については、前工事の施工者以外では知り得ず、したがって、土圧や水圧等の計測結果から行った補強の要否、補強方法の判断の詳細も知り得ない。よって、一貫した判断に基づき、仮仕切兼用の鋼管矢板の崩壊を招かず、施工の安全性を確保し、橋梁下部としての構造物の安全性を確保できるのは、前工事の施工者に限られることから、競争が存在しない。</p> <p>従って、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第13条第1項に規定する「既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき」に該当することから、随意契約を締結することが最も適切である。</p>
工事場所	川崎市川崎区京浜運河
工事種別	港湾土木工事
工期 (自)	平成30年4月1日
工期 (至)	令和2年1月31日
備考	